

ヒグマに対する自然公園法 37 条第 1 項第 3 号の規制（案）

知床国立公園のヒグマに関する法 37 規制の具体的な数値基準について、以下の通り国立公園管理計画書を改定する。

<知床国立公園管理計画書 目次構成>

	1. 国立公園の概況
	2. 管理の基本方針
	3. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
	4. 適正な公園利用の推進に関する事項
	(1) 先端部地区
	(2) 知床連山地区
	(3) 知西別岳及びその周辺地区
	(4) ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ・羅臼湖・知床横断道路沿線地区
	(5) ルサ・相泊間の道路沿線地区
新設	(6) 自然公園法 37 条第 1 項第 3 号に基づき規制される行為
	5. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項
	6. その他

<新設>

4. 適正な公園利用の推進に関する事項

(6) 自然公園法 37 条第 1 項第 3 号に基づき規制される行為

知床国立公園においては、ヒグマへの餌付け、著しい接近、つきまとい等の行為によりヒグマの人慣れが助長されて問題個体を生じさせ、その結果として公園利用者へのつきまとい及び威嚇行動、車両への接近及び接触、公園利用者の荷物等の収奪、道路に留まることによる渋滞の発生、歩道をはじめとする利用施設の閉鎖など、国立公園の利用に支障を及ぼす事例が多数発生している。このため知床国立公園では、人とヒグマとの離隔距離について、少なくとも 50m を超える距離を確保するよう指導する。

また、知床国立公園の特別地域（特別保護地区を含む。）においては、自然公園法第37条第1項第3号及び施行令第6条に基づき、みだりに以下の掲げる行為を行うことを規制する。本規制に関しては、本計画書の定めるところによるほか、「国立公園における利用のための規制取扱要領」（令和4年4月1日環自国発第2204014号）の定めるところによる。

- ・ヒグマに餌を与えること
- ・ヒグマとの離隔距離が30m未満となるまで接近すること
- ・ヒグマとの離隔距離を50m未満に保ち、つきまとうこと

ただし、以下の場合にあっては、規制の対象とはしない。

- ・意図せずヒグマに接近した場合において、直ちに退避行動を行うなど、故意に行われたものでないこと
- ・住民及び公園利用者の安全確保を目的として行われるものであること
- ・鳥獣被害の防止又は希少種の保護管理、学術研究その他公益上の目的で行われるものであること

参考

<自然公園法>

第37条 国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一及び二 （略）

三 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で政令で定めるものであつて、当該国立公園又は国定公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

<自然公園法施行令>

第6条 法第37条第一項第三号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 野生動物に餌を与えること。
- 二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。